

悪質商法の被害にあわないために

○ 「悪質商法」って何？

悪質商法とは、一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたものをいいます。

悪質商法

利殖勧誘事犯

出資法・金融商品取引法・無限連鎖講防止法違反等に係る事犯。詐欺に当たるものも含む。

特定商取引等事犯

特定商取引法に違反する行為及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯

○ 「悪質商法」の現状を教えて！

【利殖勧誘事犯】

- 令和4年中の被害人員は**約3万人**、被害額は**約157億円**です。
- 令和4年中に受理した相談件数は**2,584件**で、相談当事者については、**20歳代から65歳以上まで、大きな偏りなく分布**しています。

【特定商取引等事犯】

- 令和4年中の被害人員は**約6万人**、被害額は**約102億円**です。
- 令和4年中に受理した相談件数は**8,836件**で、相談当事者については、引き続き**65歳以上からの相談が多い**一方で、**連鎖販売取引事犯や業務提供誘引販売取引事犯に係る相談では20歳代の割合が多い**などの特徴が見られます。

○ 早期に相談を！

悪質業者にお金を払い、**期間が経過してから警察に相談**に来られる方が多くみられます。「**変だな**」と思ったら、**早めに警察等に相談**してください。

たとえ、SNSで華やかに見えたり、親しい人からの誘いであつたりしても、**注意**してください！

～ 検挙事例 ～

【利殖勧誘事犯】

1 F X投資助言業に伴う金融商品取引法違反等事件

元会社役員の男（42）らは、令和3年3月から令和4年3月までの間、F X取引の投資助言を行う有料の投資顧問契約の締結の勧誘が目的であることを隠匿して、副業に関する無料セミナーの開催に係るインターネット広告を掲示し、同セミナー申込者を公衆の出入りがない貸会議室等に誘引して同投資顧問契約の締結について勧誘し、契約者に虚偽の事業者名等を記載した書面を交付するとともに、同投資顧問契約に基づき、内閣総理大臣の登録を受けないで、SNSでF X取引の投資判断に関する助言を行い、全国の延べ約1万4,000人と約19億円の投資顧問契約を締結した。

令和4年9月までに、同男ら25人を金融商品取引法違反（無登録営業）及び特定商取引法違反（目的隠匿誘引等）で検挙した（大阪）。

2 太陽光発電事業名下の出資法違反等事件

元会社役員の男（54）らは、太陽光パネルの商品代金名目で金銭をだまし取ろうと考え、平成27年7月から令和2年12月までの間、太陽光発電の売電収益を配当する仕組みが存在しないにもかかわらず、「お客様が購入した太陽光パネルを使って太陽光発電を行い、電力会社への売電収入から年7.5のパーセントのリース料を支払う。」「3年目以降は、解約時にパネルを買い取るので、絶対に損はしない。」などとうそを言って、関西地方を中心に、約350人から約14億3,000万円をだまし取るなどした。

令和4年11月までに、同男ら6人を出資法違反（預り金の禁止）及び詐欺罪で検挙した（京都）。

3 暗号資産や投資ファンドへの投資名下の金融商品取引法違反等事件

元会社役員の男（56）らは、暗号資産取引に係る運用事業やF X投資運用を行う個人ファンドへの投資名目で金銭をだまし取ろうと考え、平成30年1月頃から同年8月頃までの間、受け取った金銭を同事業への投資金に充てるつもりがなく、配当金を交付できる見込みもないにもかかわらず、「上場前の暗号資産がある。上場3ヶ月後に約10倍になる。」「F X投資で大きな利益を上げているトレーダーがおり、お金を預ければ、毎月10パーセントの配当がもらえる。」などとうそを言って、30都道府県の約1,000人から約20億円をだまし取るなどした。

令和4年10月までに、同男ら5人を金融商品取引法違反（無登録営業）及び詐欺罪で検挙した（兵庫）。

4 食品販売を偽装した無限連鎖講防止法違反事件

会社役員の男（58）らは、食品販売を偽装して、無限連鎖講を運営しようとして、入会金を支払って会員として登録させ、月額料金を支払わせるなどして、先順位の登録者が後順位の登録者の支払から毎月最大約160万円を受け取ることができる金銭配当組織を構築し、令和3年10月頃から令和4年5月頃までの間、全国各地でセミナーを開催して会員を増やし、全国の約1万1,000人を会員登録させて約3億円を集め、無限連鎖講を運営した。

令和5年1月までに、同男ら3人を無限連鎖講防止法違反（無限連鎖講の禁止）で検挙した（警視庁・福岡）。

5 株取引ファンドへの投資名下の出資法違反等事件

無職の男（39）らは、自らをトレーダーと称し、税理士らと共謀の上、平成24年4月頃から令和4年4月頃までの間、税理士事務所の顧客を含む出資者に対して、受け取った金銭を運用するつもりがなく、元本を確実に返済できる見込みもないにもかかわらず、「株取引で利益をあげ、月に2～5パーセントの配当を渡す。」「元本を保証する。」などとうそを言って、全国の約240人から約40億円をだまし取るなどした。

令和5年1月までに、同男ら6人を出資法違反（預り金の禁止）及び詐欺罪で検挙した（広島）。

6 海外事業投資名下の金融商品取引法違反事件

会社役員の男（57）らは、内閣総理大臣の登録を受けないで、平成29年12月頃から令和2年1月頃までの間、「海外の都市開発事業やガソリンスタンド事業等に出資すれば、事業から生じる収益の配当を受けることができる。」などと勧誘し、23都道府県の約160人と約2億1,000万円の出資契約を結び、無登録で第二種金融商品取引業を行った。

令和4年7月、同男ら6人を金融商品取引法違反（無登録営業）で検挙した（愛媛）。

【特定商取引等事犯】

1 芸能プロダクションによるオーディション商法に係る特定商取引法違反等事件

会社役員の男（57）らは、平成30年11月から令和4年7月までの間、演技等の指導を行う役務提供契約の締結に関する勧誘が目的であることを隠匿し、アルバイトの求人広告を見て映画のエキストラなどのアルバイトの採用面接を申し込んだ学生（19）らに対し、公衆が出入りしない事務所まで誘引した上、同役務提供契約の締結について勧誘するなどし、2府9県の約1,100人との間で約2億700万円の役務提供契約を締結した。

令和4年11月までに、同男ら2人及び1法人を特定商取引法違反（目的隠匿誘引等）及び職業安定法違反（虚偽広告）で検挙した（愛知）。

2 住宅リフォーム工事等業者による災害保険を悪用した詐欺等事件

住宅リフォーム工事等業者の代表取締役の男（31）らは、令和元年7月から令和3年1月までの間、真実は、顧客が所有する一戸建て住宅に自然災害による破損が生じた事実はなかったのに、これがあるように装い、顧客との間で、保険申請により保険適用が認められた場合、保険適用金額全額を、同工事等業者による保険申請の必要書類の作成費用、申請代行業務及び被災箇所の修繕工事等の支払いに充当する旨の契約を締結した上、保険会社に対し、自然災害を原因とする保険金の支払請求をし、保険会社13社から約4億4,000万円をだまし取るなどした。

令和4年7月までに、同男ら7人及び1法人を詐欺罪及び特定商取引法違反（虚偽書面の交付）で検挙した（神奈川）。

3 海産物販売業者による電話勧誘販売に係る特定商取引法違反事件

海産物販売業者の代表取締役の男（30）らは、令和3年1月から令和4年6月までの間、いわゆる名簿屋から購入した名簿を基に電話をかけ、「新型コロナウイルスの影響で休業をするので、高級店に卸すような一級品のサーモンなど、新鮮な海産物を用意する。」「半額くらいで提供する。」などと勧誘して海産物の売買契約を締結し、商品とともに虚偽の販売業者名等を記載した書面を郵送して交付するなどし、高齢者ら延べ約1万3,000人との間で約2億7,900万円の売買契約を締結した。

令和4年12月までに、同男ら5人を特定商取引法違反（虚偽書面の交付等）で検挙した（北海道）。

4 連鎖販売業の取引契約締結の勧誘に係る特定商取引法違反等事件

会社従業員の男（35）らは、令和3年6月から令和4年6月までの間、マッチングアプリやSNS等を利用して知り合った20歳代の若者を対象に、オンラインカジノサイトのアフィリエイト広告収入等をうたった商材に関する連鎖販売取引の契約締結を勧誘するに際し、報酬を得るためには、自らがオンラインカジノサイトで一定額の遊戯をする必要があるのに故意にこれを告げず、またクーリング・オフの適用に関して不実のことを告げるなどし、19都道府県の延べ約1万5,000人との間で約62億円の役務提供契約を締結した。

令和4年12月までに、同男ら27人を特定商取引法違反（事実の不告知等）等で検挙した（大阪・福岡）。

5 組織的な貴金属類の押し買いによる特定商取引法違反事件

訪問購入業者の男（32）らは、平成29年11月頃から令和4年5月頃までの間、主に高齢者宅を狙って訪問するなどし、貴金属等の売買契約の締結について勧誘するに際し、真実は、会社等への問合せ等による査定をした事実がなく、かつ、貴金属を売却しなかった顧客がいたのに、「査定には15分から20分くらいはかかる。」「おもちゃのアクセサリみたいなものもないのか。」「近所を1件1件回っていて、どこのおうちも1個は必ず出してもらっている。」などと不実のことを告げるなどし、20都府県の延べ約6,700人との間で約4億4,500万円の売買契約を締結した。

令和4年8月までに、同男ら4人及び1法人を特定商取引法違反（不実の告知等）で検挙した（京都）。

～ 悪質商法の被害にあわないためのポイント ～

「悪質業者は、う・そ・つ・き！」

う

うまい話を信用しない！

うまい話、絶対もうかる話には、必ず大きな落とし穴・・・

そ

そうだんする！

ひとりで判断せず、家族・知人・相談機関に相談を

つ

つられて返事をしない！すぐに契約しない！

悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約するように迫ってきます

き

きっぱり！ はっきり！ 断る！

あいまいな返事をせず、キッパリ！ ハッキリ！ 断る！

～ 不安を感じたとき、被害にあったときの相談窓口 ～

- 最寄りの警察本部または警察署
- 警察相談専用電話（「#9110」番）
- 都道府県の消費生活センターまたは市町村の消費生活相談窓口
（消費者ホットライン 188番）

～ 振込先金融機関への連絡 ～

- ◆ 社債、未公開株、投資被害でお困りの方へ（リーフレット）
URL : <https://www.npa.go.jp/safetylife/seikeikan/leaflet.pdf>
- ◆ 社債、未公開株、投資被害でお困りの方へ（ポスター）
URL : <https://www.npa.go.jp/safetylife/seikeikan/poster.pdf>